

意見提出様式

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）に対する意見

① 氏名		■■■■■■■■■■
② 住所		茨城県 常総市
意見該当箇所		③ ご意見
章	頁	
5	40～41	<p>【意見1】 河道掘削や樹木伐採を実施するとあり、表に河道掘削等の施行の場所として、常総市内でも一部の区間のみが記載されていますが、市内の多くの区間で樹木が繁茂し、洪水の流れを阻害するのではと危惧しています。 土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい箇所、流れを阻害するような場所は、除去を進めていただくよう要望します。</p>
5	53～60	<p>【意見2】 本計画の推進にあたっては、堤防整備等の治水対策に加え、市長村長が避難指示等を適切なタイミングで発令できる判断支援体制を、計画の重要な施策として位置付けることが必要と考えます。 平成27年関東・東北豪雨の教訓から、判断を支える情報と体制の充実が被害軽減に直結することが明らかになりました。 国・県による技術的助言やホットラインの活用、水位や危険度の可視化、マイ・タイムラインの連動により、市町村の避難判断を多面的に支援する取り組みの強化が私たち（住民）の避難行動の判断につながると考えます。</p>

【留意事項】

意見提出様式については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「鬼怒川河川整備計画【大臣（変更原案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないよとして使用します。

